

令和4年度 第1回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和4年度第1回茨木市景観審議会
開催日時	令和4年10月11日(火) 13時00分開会・15時00分閉会
開催場所	茨木市役所南館3階防災会議室
会 長	加賀 有津子
出席者	<p>[委 員]</p> <p>高砂 正弘、藤本 英子 <以上学識経験者></p> <p>黒川 宗範、綿谷 賢治、 <以上関係団体></p> <p>池田 恵次、村上 貴信 <以上市民></p> <p>(以上、計7名)</p> <p>[アドバイザー]</p>
欠席者	<p>[委 員]</p> <p>加我 宏之、山口 敬太、阿部 浩之</p> <p>[アドバイザー]</p> <p>中井川 正道、武田 重昭、松本 邦彦</p>
事務局	足立副市長、秋元都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、中島都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	<p>中心市街地等における景観形成・保全推進事業(進捗状況報告)</p> <p>1 景観計画への反映の整理</p> <p>2 東西軸の取組み</p> <p>3 屋外広告物の取組み</p>
傍聴者	0名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○中島係長	ただ今から令和4年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、足立副市長からあいさつを申し上げる。
○足立副市長	(あいさつ)
○中島係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げます。 各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いします。また、出入り口に消毒用アルコールを設置する、パーテーションを設置する、換気を行うなどの対応を行っている。
○中島係長	本日の出席状況であるが、景観審議会委員の総数10名のところ、出席者は7名となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会議は成立している。 なお、藤本委員はウェブにてご参加いただいております、景観審議会委員の加我宏之委員と山口委員、阿部委員、また、本市景観アドバイザーの中井川委員、武田委員、松本委員からは、欠席の連絡をいただいております。 なお、本日傍聴される方は0人である。
○中島係長	それでは、茨木市景観条例施行規則第19条第5項の規定により、以後、本審議会の運営を加賀会長にお願いしたい。
○加賀会長	本日の案件は、3つであり、1つ目は「景観計画への反映の整理」、2つ目は「東西軸の取組」、3つ目は「屋外広告物の取組」である。 本審議会では、今後の取組に反映いただくことを目的に、主には今年度の取組などの説明・報告を受けたうえで、議論を行っていきたい。 なお、時間の都合上、「景観計画への反映の整理」と「東西軸の取組」について、まとめて説明を受け、議論を行い、その後「屋外広告物の取組」について議論を行いたい。
	1 景観計画への反映の整理、2 東西軸の取組み
○加賀会長	それでは、まず景観計画への反映の整理、東西軸の取組みについて、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、景観計画への反映については、事業の進捗により反映箇所の整理が進み、景観計画への反映は東西軸と屋外広告物の取組み内容となる見込みとのことであった。ま

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>た、東西軸の取組については、将来像の可視化や社会実験の具体的内容の検討を進められたところであり、最終的には、その成果をガイドラインなどにとりまとめていく予定とのことであった。</p> <p>本審議会としては、社会実験の開催も目前であるので、市の今後の取組を中心に議論を行い、必要に応じて取組へ反映いただければと考えている。各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。</p>
○黒川委員	<p>社会実験に来ていただく対象者や対象者への周知方法、自転車等で来られる方への対応はどのように考えているのか。</p>
○福井次長	<p>社会実験は主に茨木市民を対象としており、そのための周知として市HP や SNS、広報誌への掲載、周辺自治会の方への回覧など出来る限り周知したいと考えている。</p> <p>今回の社会実験は、普段生活の中でどういった人の流れが出て、賑わいが創出されるのかを検証していきたいと考えており、イベントではないので、社会実験のために駐輪場を設ける等は考えていない。</p>
○黒川委員	<p>日常であれば、例えば JR や阪急の駅で看板等の周知により通勤や通学の行き帰りでも訪れるような情報発信ができると良いと思う。</p>
○福井次長	<p>沿道沿いの高校への周知や駅にチラシを設置するなどの周知も考えている。</p>
○加賀会長	<p>実験期間までに市民に知ってもらい来ていただけるような周知の仕組みや工夫をお願いしたい。例えば、ポスターなどの掲示は考えているのか。</p>
○福井次長	<p>他の周知方法についても検討していく。また、ポスターの掲示についても考えており、具体的な場所は検討中であるが、人通りの多い場所を想定している。</p>
○藤本委員	<p>市民に対して景観などへの関心を与える上でもポスターや SNS での情報発信をより充実できると良いと思う。</p> <p>また、報告会はどういう形でどういった方を対象に行うのか教えてもらいたい。</p>
○福井次長	<p>報告会の詳細な内容はこれから詰めていく予定であるが、対象者としては今回賛同頂く沿道関係者やこれまでのワークショップに参加頂いた方</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	々を中心に考えている。ただ、今回の取組みが終わった後も市民への周知を広げていく必要はあると認識しており、多くの市民を集めることは難しいかもしれないが、対象者についてはより市民目線で考えていきたい。
○藤本委員	「イベント楽しかった」で終わらないように景観や通りづくりのためにこのような取組みをしていることをしっかり市民に伝えていく必要があると思う。
○福井次長	市も同様の認識であり、社会実験を通じて、通りの将来像を絵として提示し、報告会では将来像についても意見をもらいたいと考えている。
○綿谷委員	A型看板やプランターについて、風雨時の掲出などに対する一定のルールはあるか。
○福井次長	風で飛ばされる恐れがあるなどの時は掲出を避けてもらうなどのルールはお願いしていきたい。また、そういった状況の場合は、市も見回りを行う予定である。
○池田委員	社会実験をぜひやって頂きたいが、歩道幅員や交通量など通りの実態を踏まえた上で実施可能な設えで社会実験をしてもらいたい。イメージ図の場所は歩道幅員がしっかり確保されており、茨木のメインストリートで実施できる設えで社会実験をした方がよいと思う。 今後検証し、展開していく上で社会実験の内容で設えがスケールアウトしていくことがないように留意してもらおうとよいと思う。
○秋元部長	確かに現状限られた中での社会実験になるが、取組の目的は「人中心で歩きたくなり、活動が生まれる」ことである。将来は車を制限するなど歩道拡幅を行い、茨木の景色づくりを2つの通りで行っていきたいと考えており、社会実験では、まずは関心を持ち、機運醸成を高めていくことをアピールしていくものとして、ご指摘を十分留意しつつ、進めていければと考えている。
○池田委員	そういうことであれば、市は将来的に歩道拡幅等も考えているという説明をしていく必要があると思う。ただ、今回の社会実験で歩道拡幅等の内容について検証できないことへのギャップがどう市民に理解されるのかということや社会実験をすとかえって歩きにくくなったという意見が出てくる恐れがあるので、市民への説明には留意してもらいたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加賀会長	今回の社会実験の意味について、将来、市では歩道拡幅などを考える中での取り組みであることを市民に分かってもらえるように説明出来ると良いと思う。
○福井次長	ご意見を踏まえ、取り組んでいく。将来、一方通行化により歩道空間が広がった時を目指して取り組んでいるので、例えば、社会実験初日のオープニングイベントでは歩道が広がった時のイメージパースを提示し、目指す将来像を示すなど、参加者に分かってもらえる工夫を考えていければと思う。
○高砂委員	現状、中央通りで賛同頂いている沿道事業者はどのくらいの数か。
○中島係長	中央通りと東西通りで約 90 の沿道事業者であり、比較的中央通りの方が多く印象である。協力内容としては軒先ベンチ、プランター、ポップアップフラッグなどであり、多くの事業者と連携しながら取り組みを進めていきたい。
○高砂委員	ベンチなどの設置について、現状自転車での通行が多いので交通整理などは問題ないのか。
○福井次長	交通整理の対応は難しい認識であるが、社会実験では自転車がなるべく歩道を走らないように案内看板等を各所に設置して交通啓発を図ってきたい。
○高砂委員	歩行者や自転車通行者からも邪魔だと認識されると損であり、交通啓発の看板については上手く普及してもらいたい。
○池田委員	一方通行になることが前提のような社会実験に聞こえるが、一方通行を行う社会実験は今後予定されているのか。
○福井次長	いわゆる交通社会実験について、今のところいつ頃に実施するかなどの具体的な計画はない。
○池田委員	賑わいづくりを先行して一方通行化が出来なかった場合はどうするかといった問題があるので、一方通行化への取組も並行しているのであればそういった取組みもアピールしていく必要があると思う。
○加賀会長	交通社会実験の実施の可能性というのはあるのか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	<p>交通社会実験については、今後検討していくことになる。</p> <p>一方通行化を進めていく場合、ネックになるのは中心部に来る車をどう抑制するのかであり、中心部の通過交通を抑制する道路整備の目途に合わせて交通社会実験等への取組を進めていく考えである。</p>
○池田委員	<p>段階的な考え方として、現状で出来ることで社会実験をし、一方通行化が出来た段階で将来このようになるというための社会実験をするといった形でないと実際に落とし込むのが難しいと感じる。ステップを踏み、ストーリーを立てて社会実験をしていくというのも良いと思う。</p>
○福井次長	<p>ご指摘のとおりであり、全区間の一方通行化がすぐに実現するのは難しく、出来るところからやっていくのが現実的だと認識している。機運の醸成などでできるところから進めていく中で少しでも変化していくことを市民に見せていければと考えており、取組を積み重ねながら変化等も視野に入れて検討していければと考えている。</p>
○加賀会長	<p>継続的に取組を進めていく上でまずは最初のトリガーとして今回の社会実験が機運醸成につながるようにしてもらいたい。また、今後こういった形で中長期的に中心部が変わっていくという内容についても市民に伝えていけるように取組を進めてもらいたい。</p>
<p>3 屋外広告物の取組み</p>	
○加賀会長	<p>議題の3番目、屋外広告物の取組みについて、事務局から説明を求める。</p>
○福井次長	<p>(説明)</p>
○加賀会長	<p>事務局からの説明は以上である。説明があったように、令和5年度の条例制定を目指し、令和4年度は広告景観の方向性である基本理念と、それに紐づく条例規制の内容等の検討を行ったところであり、これらについて、市の素案として確定していきたいとのことであった。</p> <p>本審議会としては、主に広告景観の方向性や条例規制の内容案に関して議論を行い、意見申し上げたいと考えている。</p> <p>各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。</p>
○藤本委員	<p>前回審議会の内容を踏まえ、車体利用広告物に対する規制、助成制度に関して再検討していることは評価したい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>2点、引き続き検討いただきたい。</p> <p>1点目に、自然景観への配慮の観点から屋上広告物の高さ規制を強化しているということだが、地域によって「屋上広告物の掲出を禁止する」という手もある。なぜその規制になるのか、理由をしっかりとだれにでもわかりやすい形で説明していくことが大切である。</p> <p>2点目に、重点地区における色彩の規制に関して、彩度の制限を設けているが、デザインをしていく中で使えない色があるというのは大きなハードルになるかと思う。表示面積を規制するという方法もあるので、使えない色が出てくるような規制については慎重に検討したほうがよい。</p>
○福井次長	<p>山なみへの配慮の観点から、今回屋上広告物の規制内容を検討したところであるが、屋上広告物の規制に限らず、規制の理由は引き続き整理していく。</p> <p>色彩の規制に関しては、本市景観計画で彩度を抑えており、それに準じた形で今回の規制内容を検討している。規制によって、使えない色が出てくるが、すべての地域で色の規制をかけようという意図ではない。</p> <p>色彩のことに関しては、引き続き藤本委員にご助言いただきながら検討を進めていきたいと考えている。</p>
○高砂委員	<p>屋上広告物というのは、建築基準法上の工作物にあたるものになるのか。屋上広告物の定義を知りたい。</p>
○福井次長	<p>高さ4mを超える広告塔は建築基準法上の工作物にあたる。屋外広告物は、建築物の屋上に設置される広告塔であり、建築基準法上の工作物になる場合もあるし、そうでない場合もある。</p>
○高砂委員	<p>屋上広告物の高さ規制を強化するということが、建築基準法上建てられる高さまで屋上広告物を設置できるとしたら、シミュレーション画像で示しているような効果はあるのか。</p> <p>現況の写真の高さまで屋上広告物が設置できるという話ではないのか。</p>
○福井次長	<p>建築物の高さに関しては、建築基準法や都市計画法で制限される場所であり、その建築物の屋上に設置される屋上広告は広告物条例で規制する。</p> <p>そのため、現在検討している規制案を採用すると、シミュレーション画像でお示ししているような規制を行うことが出来る。</p> <p>シミュレーション画像において、現況建築物の高さが建築基準法上今より高く立てられる可能性はあるが、その上に設置される屋上広告は、建</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	建築物の高さの1/5までの縦幅規制を受けることには変わらない。
○高砂委員	内容は理解した。では、シミュレーション画像の意図としては山の稜線を切りたくないということか。
○福井次長	山の稜線を切る、切らないに関してはどの視点場から見るかによって状況が変わってくる。本市の意図としては、山なみへの眺望に対する影響を少しでも軽減させるために、屋上広告物の高さを極力抑えたいという部分である。
○高砂委員	建築物の高さ規制と連携して、山なみにより配慮した景観を目指すことはできないのか。
○福井次長	現時点でも地域特性等を踏まえた建築物の高さの規制しているところである。屋上広告物も高さ制限を強めることにより、自然やまちなみに配慮された広告景観を目指していきたい。
○綿谷委員	基本理念の整理などを行われており、非常にわかりやすい。今後検討を進めるガイドラインの記載内容においても、例えば山なみへの眺望の観点から屋上広告物を課題と捉えるなら、「屋上広告物の掲出を原則禁止」とするなど、市の意図をしっかりと表現し、屋外広告業者にも、広告物オーナーにも市の意図の伝わるわかりやすいガイドラインにしてほしい。
○福井次長	ご指摘の内容を踏まえ、分かりやすくなるよう心掛けガイドラインの検討を進めていく。
○綿谷委員	窓面利用の広告物について、開口部としての機能を損なうような掲出方法も見受けられ、日ごろから問題だと感じている。屋内に掲出されるものなので、屋外広告物の規制を受けないのは通常であると思うが、近年では、屋外広告物条例で規制の対象としたり、ガイドラインに記載したりする自治体もあったかと思うので、それを参考にどのように扱うのか検討してほしい。
○福井次長	全国的に見ると条例に定めて規制している自治体は少数ながらあるが、本市の場合は条例規制ではなく、まずはガイドラインに記載し誘導していきたいと考えている。
○綿谷委員	のぼりや懸垂幕、置き看板など、長期の設置を想定していない屋外広告

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	物についても、ガイドラインでの記載を検討してほしい。
○福井次長	簡易な広告物について、放置されることによる劣化等の問題は認識しており、他市事例等を研究しながらガイドラインの中で誘導できればと考えている。
○綿谷委員	広告物の数や色彩の規制、誘導について、特にイメージの付きにくい部分でもあるので、ガイドラインにおいてイラスト等で説明してはどうか。
○福井次長	ご指摘を踏まえ、検討する。
○黒川委員	屋上広告物の規制についてだが、今回縦幅規制を強化しているということだが、面積規制の検討はしないのか。 縦幅を規制しても、面積を規制しないと、看板が横に長く設置されるのではないか。
○福井次長	屋上広告物について面積規制をしている事例は全国的にも見られるが、本市の場合は山なみへの観点から高さを抑えるため、縦幅規制の強化を検討している。なお、壁面面積の1/5までの面積規制と、本市の検討している建築物の高さの1/5までの縦幅規制は、同等の効果を持つと考える。
○黒川委員	縦幅規制を満たしているならば、建築物の幅いっぱい屋上広告物を設置できてしまうということか。
○福井次長	そういうことになる。
○高砂委員	突き出すことも可能か。
○福井次長	屋上広告物の突き出しは禁止する予定である。
○黒川委員	他市事例と比べると縦幅1/5は厳しいものとなるのか。
○福井次長	近隣市と比較した場合は比較的厳しい規制となる。
○中島係長	補足として、重点地区では、屋上広告物1面あたりの規制30㎡という面積規制も上乘せする予定である。
○黒川委員	窓面利用の広告物について、建築基準法上の採光の基準を無視するよう

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	な掲出が見受けられる。そういうものは積極的に規制をしてほしい。
○福井次長	ご指摘の内容を踏まえ、ガイドラインへの記載内容を検討していきたいと考えている。
○黒川委員	重点地区の規制について、広告物の板面の地色を規制するということだが、建築物の色の規制との関係について説明してほしい。
○福井次長	屋外広告物について、重点地区では彩度に対する規制をかけているが、これは景観計画で建築物の外壁色に対して彩度に対する規制しか設けていないことを踏まえた内容となっている。 また、建築物の外壁色や背景となる風景と、広告物の色彩との関係性については、条例の規制ではなくガイドラインへの記載で対応したいと考えている。
○綿谷委員	他市事例において、自然景観に調和しない高彩度色を板面の地色に使った広告物の設置計画を変更してもらおうとお願いした時に、ガイドライン等で色彩について明言していなかったため、理解が得られなかったという話を聞いている。 高彩度色の板面の地色への使用について、ガイドライン等で言及する予定はあるか。
○福井次長	ガイドラインでは、板面の地色について自然景観に調和するよう誘導していこうと考えている。
○高砂委員	突出広告物については、屋上広告物と同じように建築物の高さの1/5までの縦幅規制を受けるのか。
○中島係長	建築物の側面に設置する突出広告物については、屋上広告物の規制とは別の規制内容が定めており、縦幅に関しての規制はない。
○福井次長	突出広告物については、屋上広告物とは違い、高さの規制ではなく突出幅等について条例規制していくことを考えている。突出広告物の高さについては、条例上は建築物の高さまで設置できることになっているが、ガイドラインにおいて、低層部への集約や、中高層部への設置を控えるように誘導してく予定である。
○高砂委員	どこまでが条例規制で、どこからがガイドライン誘導なのか、明確にし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	てほしい。
○福井次長	今回メインで議論していただきたい内容が条例規制の内容と考えており、ガイドラインでの誘導内容を具体的に提示していないので、わかりにくくなっているのかと思う。
○池田委員	規制と誘導の関係について、日頃より、設計者としてどこまでが規制でどこまでが誘導かわかりにくく感じている部分がある。今回の場合は、条例規制がベターで、ガイドライン誘導がベストという考え方か。
○福井次長	そういう考え方である。
○池田委員	誘導にはどこまで強制力があるか。設計者としては、施主と行政指導の板挟みになることがよくある。 出来れば、規制と誘導の線引きをはっきりしてほしい。
○福井次長	次回の景観審議会では、ガイドラインの内容についてお示しする予定である。
○加賀会長	繰り返しになるが、次回景観審議会では、ガイドラインによる誘導の内容を示していただきたい。 また、屋上広告物の規制については、他の市よりも厳しい規制となる本市の規制で良いという意見が多かったと思いますが、中には全面禁止という意見もあったかと思えます。本日の意見を踏まえて事務局で検討を進めてください。
	4 閉会
○加賀会長	本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。 以上で、令和4年度第1回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。
○中島係長	委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。 次回の景観審議会は、令和5年の2～3月頃を予定している。 後日日程調整をさせていただくので、よろしくお願いします。 (15時00分閉会)